

白岡市の路上喫煙禁止区域の指定について

白岡市路上喫煙の防止に関する条例に基づき、令和7年4月1日付けで以下の範囲を路上喫煙禁止区域に指定します。

禁止区域内では、市が喫煙できる場所として指定した場所を除き、たばこ（紙巻たばこ、電子たばこ、加熱式たばこ全て対象）を吸うこと及び火のついたたばこを持つことが禁止されます。

なお、違反した場合は口頭での指導となり、罰則は設けていません。

白岡駅周辺路上喫煙禁止



新白岡駅周辺路上喫煙禁止



【記事・取材に関するお問い合わせ】

白岡市 経営企画部 企画政策課 広聴広報魅力発信担当

☎0480(92)1111 内線346 ✉kikaku@city.shiraoka.lg.jp

【白岡市の路上喫煙禁止区域の指定に関するお問い合わせ】

白岡市 健康福祉部 健康増進課 成人保健担当

☎0480(92)1111 内線815・816 ✉hokencenter@city.shiraoka.lg.jp